

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成 27 年 12 月 7 日 (月) 午後 3 時から午後 5 時まで
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室 (A 棟 1 階)

参加者等

司会者 多和田 隆 史 (さいたま地方裁判所第 1 刑事部部総括判事)

裁判官 蛭 田 円 香 (さいたま地方裁判所第 1 刑事部判事)

検察官 武 内 弘 樹 (さいたま地方検察庁公判部・検察官)

弁護士 齊 藤 統 (埼玉弁護士会所属)

裁判員経験者 1 番 40 代 女性 (以下「1 番」と略記)

裁判員経験者 2 番 50 代 女性 (以下「2 番」と略記)

裁判員経験者 3 番 60 代 女性 (以下「3 番」と略記)

裁判員経験者 4 番 50 代 男性 (以下「4 番」と略記)

裁判員経験者 5 番 60 代 男性 (以下「5 番」と略記)

裁判員経験者 6 番 60 代 男性 (以下「6 番」と略記)

裁判員経験者 7 番 60 代 男性 (以下「7 番」と略記)

議事要旨

別紙のとおり

司会者

これから裁判員経験者意見交換会を始めます。今回の意見交換会のテーマは、大きく分けると法廷での審理のあり方と評議のあり方と、この二つであります。その話に入る前に皆さんから裁判員を務められての感想をお一人ずつお話しいただければと思います。1番さん、いかがですか。

1番

突然のお手紙が届きまして、仕事の兼ね合いもありますので、できるかななんていろいろ不安もあったんですけども、結果参加させていただいて、とてもいい経験になったなと思います。ふだんでは味わえないいろいろなこと、仕事を1週間穴あけをしてしまったんですけども、職場のほかの人たちにもこういったのはどんどん参加していただきたいなと、次につながればいいかなと思います。

司会者

ありがとうございました。次に、2番さん、よろしくお願いします。

2番

1回目のお知らせが来たときに、絶対私はなりそうだなというふうになぜか勝手に思い込んでいて、本当に最終的に残って、いい経験をさせていただきました。実際に裁判員を務めた感想は2点あるんですが、犯罪を犯すその背景、家族関係というのが一番大きいんだなという、強盗致傷という内容だったんですが、父親が怖いがための犯罪に至ったのかなという家族関係の一つ問題、もう一つは裁判長を始めとして非常にフレンドリーで、昼食も一緒にとるというスタイルでしたので、非常にメンバーとも、日常的な話はしなかったんですが、一緒の空間にいるということではだんだん和んできたかなというふうな印象があります。

司会者

ありがとうございました。次に、3番さん、よろしくお願いします。

3番

私も最初封筒が来たときに、ああ、来たという感じで、やってみたいような気持

ちになりました。会社のほうにちょっとお話しさせていただいたら、誰もまだやっていないから、ぜひという感じで言われました。1週間本当に有意義で、緊張してどきどきかなと思ったら、先ほども2番さんもお話しされたように、食事のときもみんな一緒に本当に和気あいあいリラックスさせていただいてという感じでした。本当によい経験をさせていただきました。

司会者

ありがとうございました。では次に、4番さん、お願いします。

4番

職場のほうはたまたまちょうど日程的に出席がしやすかったものですから、よかったです。余り大っぴらにするほどでもないなと思ひまして、職場内では研修ということにして参加をさせていただいたというところです。実際経験としては、裁判員裁判のよく記事を見ているんですけど、やっぱりその後もそういった記事というのは気になるなど。こういう事件について考えるということでは、その後も非常にいい経験になったなというふうに考えています。

司会者

ありがとうございます。それでは次に、5番さん、どうぞ。

5番

私も1度やってみたいと思っておりました。その理由の一つが学生時代の友達も他の地裁で裁判員をやったという話を聞いておりましたので、やってみたいなと思ひました。やったことによって裁判の一連の流れというんですか、そういうものがよく理解できたように思ひます。あとは、裁判官の方は非常にかたい人なのかなと思ひましたけれど、2番の方もおっしゃっていましたが、非常にフレンドリーで私たちに接してくれてありがたかったなと思ひます。

司会者

ありがとうございました。それでは、6番さん、お願いします。

6番

テレビでよく見る遠山の金さんのように、俺はそのときその場にいたんだというように、俺見ていたんだというようなことであればともかく、過去のことを当時どんな状況だったんだろうというようなことを審理するというのは非常に難しいなというふうに自分で思っていました。だけど、先ほど言われたように、実際に自分が選ばれてここへ来て、それで裁判員になったわけなんですけども、休憩時間なんか本当に裁判官の人と世間話っぽくできたりして、非常に親しみやすいという感じがしました。職場でとっている新聞にたまたま載っていたんで、自分が扱った裁判員裁判の記事はとっておきました。それから、裁判員に選ばれたことを職場の上司に話したら、国民の義務だから、しょうがないんだよということで理解していただきました。参加できたということは非常によかったなというふうに思っております。

司会者

ありがとうございました。次に、7番さん、お願いいたします。

7番

感想ということでは、最初から最後までびっくりのサプライズの連続でしたという一言ですけども、それを全部挙げるのは、幾つか挙げるのは時間の関係もあるでしょうから、一つだけ、一番のサプライズは、やはり私にとっては判決宣告時の書面です。評議の中でいろんな議論、意見出ましたけど、見事にそれを折り込んでいくというか、盛り込んでいくというか、漏れがないという点ですばらしいというか、びっくりしました。これが一番びっくりした点でございます。とりあえず以上でございます。

司会者

ありがとうございました。それでは、早速本題に入りたいと思います。まず、審理のあり方についてということで、最初に罪状認否というのがあって、起訴事実認めますかという話があったと思うんですが、それに続きまして冒頭陳述といって、検察官が証拠によって証明しようとする事案の内容や、あるいは争点、それから量刑上のポイントなどについて説明があったと思います。その段階で大体事案の内容

とか、あるいは争点はどんなものかということがおわかりになったと思いますけれども、お聞きになられて、わかりやすかったかどうか、まずそのあたりからお聞きしたいと思います。どなたでも結構ですので、御自分の担当された事件についてどうだったかということで、いかがですか。7番さん、よろしいですか。

7番

最初は緊張してしまっていて、突然裁判に入ったもので、混乱をしておったような状態でございます。冒頭陳述のメモを一つの頼りにするわけですが、検察官と弁護人とでは文体が違うというか、私の記憶では検察官のほうは項目が箇条書き的というか、見るほうからすると見やすい、わかりやすい、弁護人さんのほうは散文というか、文章を追わなきゃいけないということで、できれば弁護人さんのほうも箇条書き的にしていただいたほうがわかりやすかったかなというふうな感想でございます。

司会者

3番さんと4番さんと5番さんは同じ事件を御担当されたと思いますが、どなたでも結構なんですけど、冒頭陳述についてわかりやすかったか、あるいはもうちょっとこうしたほうがよかったんじゃないかとか、そういう御感想があればお聞きしたいと思いますが。

4番

私は、最初は夢中で聞いていたという感じなんで、余り冒頭陳述の印象って残っていないんです。それは、検察官の方と弁護人の方、事件についての争いはなかったというか、もう被告人が認めているということの中で、そこの部分が特に争いがないというところだったんで、多分印象に余り記憶にはこの部分はなかったと思います。その後の証人尋問とか、そちらのほうの関係でちょっとこうしておけばよかったかなというような悔いというか、もっと質問しておけばよかったかなというのはありません。

司会者

3番さんはいかがでしょう。

3番

私も今思い出すと、その日に集まってその日のすぐ午後というか、始まったので、冒頭陳述というか、今思い出してもちょっと思い出せないんです。

司会者

2番さんはいかがでしょうか。

2番

私も正直今皆さんと同じで、今この瞬間がもう始まっているんだというドキドキ感でいっぱい、そのときの感情がどうだったとか、内容がどうだったということまでは、正直そこは記憶にはないです。

司会者

1番さん、いかがですか。

1番

今までの皆さんと同じように余り記憶がございません。ただ、言えるのが、わからないところなかったなというのだけは覚えております。

司会者

もう時間がたっていますので、当時のことを今思い起こすのは難しいと思うんですけども、最初にこれから証拠調べに入りますという段階で事案の内容とか、あるいは争点は何なのかと、基本的に争いがなくて量刑だけが問題ですよというのであれば、事実関係に争いがあるという事案もあったと思うんですが、そのあたりのところはいかがですか。例えば1番さんですと、これは放火の故意が争われている事件だったと思うんですが、それは御記憶ありますか。

1番

あります。

司会者

検察官と弁護人が登場して最初にいろいろ法廷で説明する、その内容を聞いていて、そのときはどうでしたか。争点は何なのかということおわかりになったですか。

1 番

わかります。

司会者

2 番さんも意図的にナイフで突き刺したのかというところが争点だったと思うんですが。

2 番

はい、そうです。証拠として防犯ビデオを見たりして、それは二日にわたって見ていました。休廷のたびにいろんな裁判長のほうから説明があり、見るポイントを教えていただきました。二日にわたって見たんですが、やっぱり皆さんの意見ってこういうふうな見方にもとれるんじゃないかっていろんな意見がそこで出て、皆さんそれぞれ迷っていたと思うんですが、見るポイントというのは裁判長のほうとか、いろいろなアドバイスがありました。

司会者

検察官のいわゆる冒頭陳述、余り御記憶にないかもしれませんが、法廷で説明したところを聞いて、意図的にナイフを突き刺したのかどうかというところが争点で、かつ、その争点についてどういう証拠で検察官は立証していくのかというようなことまで法廷で話を聞いただけでわかったかどうか、もし御記憶があれば。

2 番

既に示談が済んでいるという内容でしたので、争点という、争うという感じではなかった記憶があります。

司会者

3 番さん、4 番さん、5 番さんは、基本的に認めているというお話ではあったんですけども、実は主犯となるような人がいて、被告人は従属的な立場であったというところが量刑上のポイントになるというようなことだったと思うんですが、そのあたりのところは法廷で最初に検察官とか弁護人の話を聞いて問題の所在というのはおわかりになったですか。いかがですか。

3番

ある程度わかりました。

司会者

6番さんは、少年事件を担当されたとのことですが、冒頭陳述の段階でお聞きになられて、保護処分って一体何なのかと、この事件は保護処分相当だという弁護人の主張について、どういった視点でそれを判断していくのかというようなところは聞いていておわかりになりましたか。

6番

あのとき裁判官が説明してくれたと思うんですけども、保護処分というふうのは、私が扱った事件は当時少年ではあったが、少年であってもかなり年が上なんだから、保護処分というわけにはいかないんだということを検察官が一生懸命言っていました。

司会者

刑事事件として刑を定めるのか、少年事件扱いする場合なのかどうかと、そういうことについての弁護人が言っている保護処分というのはい体どういうもので、どういう点を考慮して判断すべきなのかといった、そのあたりのところの説明というのは、冒頭陳述を聞いたら大体おわかりになったということによろしいですか。

6番

大体そういうことを一生懸命言っていました。だから、私は何となくなるほどというふうに理解しました。

司会者

7番さんは専ら量刑が問題となる事件だと思うんですけども、量刑に当たってのポイントというか、そういったものも冒頭陳述で検察官から恐らく指摘があったんじゃないかと思いますが、あるいは弁護人のほうから量刑上こういった点は考慮して刑を下げてくださいというような、何かそういったような主張もあったかにと思いますが、そのあたり御記憶はありますか。

7 番

情状酌量というか、被害者と被告人の関係がちょっと複雑というか、被告人の実母の内縁の夫が被害者ということで、その辺の事情が幾つかあって、それを情状として酌むべきかどうかという問題があったと思いますけども、その辺は私個人はよくわからなかったんですけども、この程度のことは酌むべき情状に入らないという仕切りであったと思いますけども。量刑のほうは、量刑検索システムで判例を見せていただいて、それをもとにそれぞれ考えたと思います。

司会者

ありがとうございました。証拠調べが終わってみて、振り返って冒頭陳述がちょっと分量的に多過ぎたんじゃないかとか、詳し過ぎたんじゃないかとか、そのような感想を持たれた方はいらっしゃいませんか。

7 番

やっぱり量的に弁護士のほうが多かったというふうに記憶していますけど。もうちょっと簡潔にできるんじゃないかと。

司会者

7 番さんからそういう感想がありましたけど、それぞれの事件で検察官、弁護人の主張が聞いていてくだいんじゃないかとか、あるいは簡潔過ぎるんじゃないかとか、わかりにくかったとか、そういうことはなかったですか。どうぞ、4 番さん。

4 番

私の事件は、どちらかという主犯が別において、主犯のほうで後で裁判を受けると、自分の事件は被告人が認めているということなんですけど、認めているということに対して、検察側も弁護側も一切それについては、その人が従だということを前提に冒頭陳述だったんですけど、それって本当にそれなのという、ちょっとそれがその関係性ですかね、主従の関係だということで、誰も現場に2人しかいなかったにもかかわらず、その人が従ということで両方とも決めつけているというか、実際そういうことだったんだろうと思いますけど、それがひっくり返ることはないの

かなというのがずっと疑問にはちょっと残っていたんです。

司会者

今お話しされたのは、冒頭陳述の内容を聞いただけでも本当に主従なのかなと、そういう疑問が生じたということでしょうか。

4番

陳述の内容ではそれがあったんですけど、その後の一連の調べの中でその関係性についてというのは同僚の証言のみというようなことだったんで、いろいろ調べた結果でオーケーになっていたと思うんですけど、そういう従の関係というのが何か証拠的なもの、物的なものとか、いろんなケースのものというのがたしか記憶ではなかったと思うんです。お話だけというところだったんで、ちょっとその辺が後々、後の主犯格の裁判のときに主犯が無罪というようなことになったら、どうなるのかというのはずっと心に残っていました。

司会者

形式的なことなんですけれども、例えば検察官の説明の仕方、今冒頭陳述に限っていますけれども、早口であるとか、声が小さいとか、もうちょっとゆっくり話してほしかったとか、何かそのようなことで、印象に残っていることはないですか。

全員

それはなかったと思います。

司会者

冒頭陳述を行う立場である検察官と弁護士から何かこの際お聞きしたいことがあれば、どうぞ。

武内検察官

検察官のほうから冒頭陳述に関しては特にございません。

齊藤弁護士

7番さんの弁護人の冒頭陳述について一つお伺いしたいんですけれども、先ほど弁護人側の冒頭陳述が文章体だったというふうにお話されましたか。

7番

と記憶しています。

齊藤弁護士

そうすると、ペーパーに文章がひたすら書き連ねてあるような形のものだったかどうか、もし御記憶があれば教えていただきたいと思います。

7番

そのように記憶していますけど。

齊藤弁護士

それ以外特に何か図面等はなかったという。

7番

図面は特に記憶ないです。

齊藤弁護士

わかりました。ありがとうございます。

司会者

冒頭陳述はこのぐらいにして、証拠調べに入っていきたいと思います。最初に恐らく皆さん書面による立証というのがあったと思うんです。捜査書類ということで、あるいはそのほか防犯カメラの画像とか、そういったものもあったと思うんですが、その書証について聞いていてわかりにくかったとか、ちょっと分量が多かったんじゃないとか、何かそういった御感想ございますか。2番さんは、防犯カメラの画像というのが先ほどお話出たように思うんですが、そのあたりのところはいかがでしたか。

2番

まず、見るポイントとしては、ナイフと防犯ビデオだったんですが、まずあった事実に対しての判決が行われるので、客観的に見るというか、そういうことがまずありました。防犯ビデオに対しては、夜の薄暗い時間帯だったんですが、どういうふうな顔の向きであったのかとか、手のほうはどっちを向いていたのか、被害者は

どういうふうな位置で来たのかということをご皆さんで見たいと思います。

司会者

法廷でごらんになって大体状況はわかりましたか。

2番

大体わかりました。

司会者

そのほか捜査書類の取り調べについてちょっとわかりにくかったとか、例えば供述調書というようなものも調べられた事件もあったのではないかと思うんですけども、朗読されるのを聞いていてなかなか頭に入らなかったとか、わかりやすかったとか、そういったところで御感想はありませんか。特にないですか。例えば1番さんですと、放火の故意ということが問題になって、それに関連するいろいろな証拠も調べられたんではないかと思うんですが、何かそのあたりの証拠で捜査書類がわかりにくかったというようなことはございませんか。

1番

特には思いませんでした。燃えた後の写真の画像とかでいろいろ話あったかなと。

司会者

ほかの方がいかがでしょうか。自分が今見たり、あるいは聞いたりしている証拠というのは、この事件のどの事実にかかわるものであるかということは、皆さん聞いておわかりになっていましたか。この証拠は何の関係で調べているんだろうと疑問に思われたようなことはございませんか。特にないようですので、捜査書類のところ、検察官、何かお聞きになりたいことはありませんか。

武内検察官

書類は特にございません。

司会者

弁護士さん、ありますか。

齊藤弁護士

こちら大丈夫です。

蛭田裁判官

書証の調べが、予定表を見ると、1番さんと6番さんは時間的に結構長かったようなんですけれども、そのときにちょっと長くてついていけないとか、そう思ったような御記憶はありますか。

1番

ほかと比べようがなかったなので、そんなものなのかなという感想です。長いといえば長かったかなと今になって思いますが。

蛭田裁判官

6番さんはいかがでしょうか。何か御記憶ありますか。

6番

特になかったです。

蛭田裁判官

6番さんの事件の審理では、間にちょっと休憩も入っていたようなんですが・・

6番

はい、そうです。ちょこっと大体の時間見て、裁判官のほうからちょっとここで10分ほど休憩しますというんで、そういう時間もありましたので、特にすごく長かったとか、供述調書が何とかというのは特になかったです。

司会者

それでは次に、証人尋問についてお聞きしたいと思います。大体皆さん被害者とか目撃者とか、そういった方を調べたと思うんですけれども、まずこの証人はどういった事実の関係で聞いているのかということについておわかりになっていましたか、それとも何でこの証人調べるのかなとよくわからないまま聞いていたとか、そんなことはございませんか。1番さん、どうですか。

1番

初めてだったので、わからないんですけども、こんなものなのかなという印象です。

司会者

放火の故意というのが争われていて、燃焼実験をした証人を調べられたと思うんですが、その証人は一体何の関係で調べているのかというようなことはわかりましたか。

1 番

検察側が実験されたということですが、事件があったのは深夜、実験されたのは恐らく違う時間帯だったり、やっぱり放火だと湿気とか、天気とかで結構風向きとかで変わると思うので、そのあたりでどうかなとはちょっと思いました。

司会者

専門的な証人の証言をお聞きになって、ちょっとわかりにくいとか、そういったことございませんでしたか。あるいは、尋問の方法をもうちょっと工夫してほしかったとか。

1 番

被告人の尋問が、どうなんでしょう。被告人のほうが少しちょっと余りお答えができないようなお人だったような記憶がありますので、言っている意味が余りわかっていないのかなとか思いました。

司会者

2 番さんの事件は、意図的に突き刺したのかどうかということで争いがあった事件ですよ。

2 番

はい。

司会者

証人尋問もあったと思うんですが、お聞きになられてどうですか。わかりやすかったですか。

2番

わかりやすかったです。必要な証人であり、質問内容だったなというふうには思いました。休廷のときに必ず話し合いがありますよね。その内容にその休廷の場でみんなの裁判員の内容が裁判長が逆に反映して聞いてくれているというようなところもあったように記憶していますので、私が聞きたい内容もわかりましたし、その人の、被告人の生活背景を知るためにも必要な内容だったと思います。

司会者

3番さん、4番さん、5番さんは、被害者は亡くなっているので、専ら被告人の話を知ると、こういうことだったんですか。

3番

ビデオというか、打たれた、殴られたときの写真。あと同僚の方の。

司会者

被告人と同僚の人の話を聞いたということですか。証人尋問でわかりにくかったとかということございませんでしたか。あるいは、尋問の仕方をもうちょっと工夫してほしかったとか。

4番

同僚の人からは、多分先ほどの主犯との主従関係をとるところだったと思うんですけど、同僚は確かに被告人が従の関係を強制させられていたと言いながらも、一方では強制もあるけど、部下を殴っていたという、一方的に片方をかばうというよう証言ではなかったんで、それはよかったかなというか、納得できる尋問だったと思います。

司会者

5番さん、いかがでしたか。

5番

私がかかわったものは、事実関係は被告人も認めている事案であったし、量刑が争点だったかなと思うんです。特に証拠調べの段階ではそんなに証拠が多いわけで

もなかったし、事実関係はある程度わかっておりましたから、そんなに違和感というか、わからないなという点はなかったふうに思います。

司会者

6番さんも何名か証人を調べられましたか。

6番

はい。弁護人が申請した証人の方で少年の鑑定だか何かをしてくれた人が証言してくれました。だけど、延々と長く証人の人がしゃべるもんだから、要領を得ないんで、裁判官のほうでちょっと証人はもっと要領よくまとめてからしゃべってくださいと、そういう部分がありましたけども、その人一生懸命説明しているんです。弁護人が申請した証人だと思うんですけど、それ見ると俺も気の毒で、何かもう少ししゃべらせてあげたほうがよかったかなというような、けどちょっと要領を得ないというか、結論は何、ということになるので、裁判官のほうでストップをかけ、区切ってくれました。けども、証人の人もせっかく来て一生懸命少年は今まで育った環境の中でこういう判断力とか善悪のそういうのが弱いんだよというようなことを言いたかったかもしれなかったと思うんです。

司会者

弁護人申請の証人だったようですが、弁護人の質問の仕方が悪かったんですか、それとも専門家の証人のほうに問題があって長々しゃべってしまったと、そういうことなんでしょうか。

6番

結論を入れればよかったんだけど、延々とストーリーから始まっていつちゃって、けど結論は結局何、ということになっちゃったんです。ストーリーのほうからゆっくりだったんで、しびれ切れちゃって、わかりましたということになっちゃったんですけども、ちょっとそういう場面もありました。けど、それはしようがないと思うんです。ちゃんと要領をまとめてこういうふうに説明してくださいねということは、それは証人と弁護人のほうのやりとりで決まっていたんだろけども、な

かなかちょっと要領を得ない。だけど、一生懸命証人の人は精いっぱい説明したかったのかなんていうふうに思いました。

司会者

7番さんは、証人尋問をお聞きになられてどうだったでしょうか。

7番

直接の関係の人の証人としての質問内容はよくわかったんですけども、社会的支援の団体の人が弁護側の証人に出たと思うんですけども、言っていることはよくわかるんですけども、本当にその団体が信用、信頼できるのかどうかという根本のところはどう判断したらいいのかというのがよくわかんなかったです。

司会者

それは、その団体の性格とか何か、そういった補助的な資料があればよかったというようなことでしょうか。

7番

いきなり出てきたもんで、予告なくというか、何ら予備知識なしに、ただ証人としての質疑で信用せよと言われても、それに反論する材料もないし、どう判断したらいいかわかんなかったんですけどもということです。

司会者

ありがとうございました。尋問の仕方で振り返ってみて、もうちょっと手短に聞けたんじゃないかとか、もっと本質、本題から切り込んで聞いてもらったほうがわかりがよかったとか、反対尋問で何を聞いているのかよくわからなかったとか、何かそのような感想を持たれた方はいらっしゃいませんか。端的に言ってしまうと、ちょっと長過ぎるんじゃないかと、聞いていて飽きてしまったとか、そんなような感想を持たれた方いらっしゃいませんか。

7番

長いと聞くほうがついていけないんです。簡潔イズベターだと思います。

司会者

お聞きになられた証人尋問でちょっと長いというような感想を持たれたということですか。

7番

質問のほうかね。

司会者

今7番さんがそういう御指摘されましたけども、お聞きになられた証人尋問でちょっと尋問の仕方が問題あるんじゃないかと思われている方はいらっしゃいませんか。大体わかりやすかったと聞いてよろしいですか。例えばさっきの燃焼実験の話というのは、この証人尋問によって何を立証しようとしているのかというのはおわかりになったですか。

1番

わかりました。

司会者

ここで検察官、弁護士の方で、証人尋問について何か質問はありますか。

武内検察官

ここにお集まりいただいた方で証人尋問、それから被告人質問で自ら質問を法廷でなさったという方はどのぐらいおられますでしょうか。挙手で教えてもらえますか。4名の方ですかね。質問されなかった方、あるいは質問された方でも、こういうことを聞いてみたいなと思ったけど、結局やめたとか、そういったことはございませんでしたか。どうでしょうか。

4番

具体的にというと、ちょっと思い出せないところもあるんですけど、証人のほうに、証人だったか被告人だったかもあるんですけど、後から家に帰って本当はあれ聞いておいたほうがよかったかなというのが、先ほどちょっと言ったんですけど、心残りになったのは1点ありました。うちは量刑を判断するための関係性とか、本人の意識とか、そういうところをもうちょっと聞いておいたほうがよかったかなと

いうのは後からありました。特に証人の尋問のほうはそんなに争いがなかったんで、結構弁護人さんと検察官さんのほうがスムーズにあって、その後裁判官の質問という一連の流れで来ちゃったもんですから、何を聞いていいかわかんないような状況であつという間に来ちゃったんで、ちょっと聞きそびれたようなところがありました。

武内検察官

ほかの方でちょっとここ気になって聞きたいなってその場で法廷で思ったけども、ちょっとやめておいたとか、そういうことはないですか。そんな経験はありませんか。わかりました。というのは、裁判官からの話もありましたように、証人尋問でどこまで詳しく聞いて、どこは簡潔に聞くかというのは本当に難しい問題で、我々検察官も日々研さんしているんですけども、どうしてもそれが足りていないということで長くなっちゃったりするんですけども、それから書類のほうも同じで、裁判員のためにわかりやすく余り考え過ぎて長い長い書類にし過ぎちゃったというようなことがあったり、逆に丁寧に説明しないといけないところを簡潔にやり過ぎちゃったというようなことがあって、そういうときに証人尋問、それから被告人質問で当事者、検察官、弁護人が聞いた後、裁判員の方の生の声で質問とかがあったりすると、その内容を聞いていると、どこまでこっちの主張が伝わっているのかとか、これをどう受けとめておられるのかというようなことが何となくわかったりするよなところがあって、とても参考になるんです。それを踏まえてもうちょっと次の日こういうとこ立証しようかなというようなことがあるので、今多数の方が実際自分の声で質問なされたということですので、それは各検察官にとって参考になったと思います。今後も裁判員の方に直接どしどし質問していただきたいなと検察官としては思っております。

司会者

齊藤弁護士さん、いかがですか。

齊藤弁護士

質問はございません。

司会者

蛭田裁判官どうですか。

蛭田裁判官

先ほど4番さんが、割と流れがスムーズにいつてしまって、急に順番が回ってきたので、どういう質問をしたらいいか考える時間がなかったというようなことを言われていたかと思うんですけれども、裁判員の方から質問する前には休廷をとっているところが多いかなと思うんですけれども、休廷なくそのまま質問になった方というのはいらっしゃいますか。それはないんですかね。休廷している間に質問ありますとか、もしちょっと直接聞くのが恥ずかしかったら、どういうことに疑問持っているか教えてくださいというような話があったかと思うんですけど、いかがですか。6番さんは先ほど質問も裁判員の方からしてくださいというような話があったといわれていたかと思いますが。

6番

はい。それは、ちょっと10分ぐらいの休憩のときに皆さん時間、私が言いますから、1番の人質問してください、2番質問してくださいって、みんながしました、私のときは。だから、事故を起こしたときの気持ちはどうだったとか、今後どういうふうにあなたは罪を償うとかというようなことを、私のとき6人ぐらいいたけども、皆さんがかわりばんこに、それは休憩のときに私はこういう質問しますとかというんじゃないくて、皆さんのちゃんと時間ありますから、1番の裁判員から質問してくださいとかというので、全員にちゃんと時間くれました。

蛭田裁判官

そういう意味では、比較的質問はしやすい雰囲気だったのでしょうか。

6番

はい。だから、そんな長いとかというんじゃないくて、本当にそのときの自分はどういう気持ちだったんだということとか、被告人に対して質問していました。よか

ったです。

蛭田裁判官

7番さん，どうぞ。

7番

私も質問したんですけども，休廷のときに多分私はトイレに行っていて，裁判員も質問するんだと，しましろうという下打ち合わせに同席していなかったんです。ところが，裁判の中で裁判員の人がどんどん，どんどん質問していくわけです。あれ，これは私の知らないうちに下打ち合わせができていたのかなとはたと気がついてというか，それじゃ私も，おくればせながら質問させていただいたということです。

蛭田裁判官

ありがとうございます。1番さんの燃焼実験の関係の証人について事件状況が本当の犯行のときと違うということはどう考えるべきか，疑問を持たれたと言われていましたけど，その点御自身から質問しようとは特に思われなかったですか。

1番

今日こういう場に参加させていただいて，皆さん質問しているんだなという印象です。私たちのときは，ほとんどみんな質問しなかった。したいことがあったんだけども，しなかったのか，そこはちょっとみんなと話し合ったわけじゃないので，わからないのですが，私個人としては何となく質問しづらい感じがしました。こんなこと聞いちゃったらいけないのかなとか，これじゃ何かみっともない，恥ずかしいかな，こんなこと聞いたらとか，私たちの事件は放火だったんですけども，火をつけたときどんな気持ちでしたかとかすごく聞きたかったけれども，それって何となくそういうこと聞けないのかなとか，ありました。1人女性の方が質問していましたけれども，ちょっと記憶にないですけれども。なので，実験でちょっと腑に落ちないなというところありましたけれども，そういうところでは何も言えなかったです。次の機会とか，あと裁判員に選ばれた方が周りでいたら，そういうときははい

いんだよというのを伝えられたなと本当に思います。

蛭田裁判官

ありがとうございました。

司会者

それでは次に、被告人質問についてお聞きしたいと思います。証人尋問終わった後に被告人から話を聞くということで、まず弁護人のほうから質問があつて、それから検察官という順番で聞いていくこと、大体聞いているんじゃないかと思うんですけれども、実は捜査段階で認めている事件であっても、法廷でみずからの口で犯行状況を語ってもらうという形でやっていることが多いと思います。弁護人の質問をお聞きになられて、この事件はどういう事件だったのかというようなことはわかりましたか、それとも弁護人の質問では犯罪事実の関係の供述がよく出なくて、検察官が立場をかえて聞かれると、そこで初めて何となく事件の実態が浮かび上がってくるというような感じを持たれたのか、そのあたりのところどうですか。覚えておられないかもしれないけれども、ちょっとお聞きしたいなと思ひまして。3番さん、4番さん、5番さんは同じ事件で、被告人の話というのが主たるものだったと思うんですが、どうですか、弁護人の質問を聞いて。犯行状況とかというのは。

3番

私はわかりました。

司会者

いかがですか。

4番

私もやはり本人のそのときの心情的な部分とかかわりについてというのが量刑のところに重要なポイントかなというところだったんで、弁護人のほうはそこを当然弁護するというのでかなり長くお聞きになって、それに対して検察官は若干指摘的な部分で聞いていたかなというところで、ちょっと自分で聞きたいところというところです。ずっとそのときは従っていたという、経緯的な部分も含めて

本人はどうだったのかというところを一連の流れの中で尋問でそのところは聞いておきたいなというのがありました。ちょうどうちのほうの審理予定というのの経過のところを見ると、弁護人の方が非常に長く聞いていただいて、一旦休憩が入って、そのときにそのやりとりをちょっと自分の頭で反すうしながら、じゃこういうところをもし検察官が聞かなかつたら聞いてみようということで整理ができたんで、非常にすんなり頭に入ったかなというふうには思います。

司会者

ほかの方はいかがですか。

5 番

同じ事案ですけど、私は弁護士さん、また検事さんの質問もよくわかったような感じがいたします。これは私自身が法廷で被告人に質問したんですが、この事案では主人物がいて、この人が職場上、仕事上は上司なんですけど、年齢は下なんです。そういう中で奴隷的な扱いをされていて、矛盾のようなものは感じなかったんですかということをお聞きしましたら、仕方なかったんだというような発言をされたので、私は自分の聞きたかったことは聞けたように思います。

司会者

同じく自白事件であると思うんですが、6番さんはいかがですか。被告人質問の話、弁護人の質問を聞いていてわかりやすかったかどうか。

6 番

弁護人が被告人にいろいろ聞いて、ジェスチャーたっぷりと言っちゃ大変失礼なんですけども、それからすぐ被告人のそばまでちゃんと行ってあげて、そのときどうだったのかというふうに聞いてあげていたりして、よくわかりました。検察官の質問はそんなになかったと思うんです。それから、私たちにも裁判官からちゃんと時間くれて、それぞれ被告人に対して聞くチャンスもちゃんと時間くれましたので、聞きました。

司会者

7番さんは、弁護人の質問、検察官の反対質問も含めてでも結構ですけども、何か感じられたことありますか。

7番

私は、被告人が本当に反省をしているのかどうか、これを知りたかったわけです。その観点から聞いていたんですけども、これは結局つかみがたいと、口ではやっぱり反省しているとしか言わないですけども、どうも反省を本当はしていないんじゃないかと、わからないけども、法廷では言ったことしか捉えられないという、そういうことを感じました。したがって、とにかく聞くことに専念していたので、大体理解はできたと思いますけど。

司会者

1番さんと2番さんの事件は、被告人が一部争っていたわけですね。1番さんは放火の故意、2番さんは意図的に突き刺したかどうかと。被告人質問の内容を聞いていて何かわかりにくかったとか、こうしたほうがよかったんじゃないとか、何か感想がありましたらどうぞ。

1番

特にないです。大丈夫です。

司会者

2番さん、いかがですか。

2番

どちらもわかりやすかった印象があります。その質問によって恐らく量刑に結びついていくのかなという印象はありましたし、被告人の方がとても緊張していたのが、それは勝手なイメージかもしれませんが、非常に緊張した中でどれだけ自分の気持ちを言えるのかなという思いでは見ていました。内容としてはわかりやすかったです。

司会者

犯罪事実を証明するのは検察官の責任ということになっていまして、被告人から

犯行状況を聞くのは弁護人がいいのか、検察官がいいのかという問題もあると思うんです。同じことを検察官と弁護人が聞いているような、重複しているんじゃないかというような印象を受けたということはないですか。要するに弁護人の質問は、ある種自分にとって不利益なことを被告人に語らせるわけです。だから、十分聞いていなくて、その不足部分を検察官が補って反対質問のときに聞くというような、そういった場面というのはありませんでしたか。

6番

私のときそういうことはなかったと思います。

司会者

被告人や証人からどういうことを聞いたらいいいのかということは、特に情状にかかわるところでは、量刑と結びつくわけですよ。その前提として、一体量刑の考え方というものはどういうものなのかということを審理の途中にある程度、検察官、弁護人から冒頭陳述の段階で説明があるとか、あるいは評議室で裁判官から説明があるなりして、理解されておられましたか。量刑上のポイント、最初に冒頭陳述で示されると思うんですけど、証人や被告人の話を聞いていて、それが量刑上意味のある話なのか、そうでないのかといった区別というのは、皆さん大体ついておられましたか。そのあたりでちょっと被告人や証人の語っていることが意味があるのかどうかよくわからなかったとか、そういったような感想をお持ちになられた方いらっしゃいませんか。

2番

よろしいですか。

司会者

どうぞ、2番さん。

2番

その時点では、量刑というところまでははっきりわかりません。あらかじめ説明も休廷のときの話ではなかったと思います。ただ、その質問によって意図的なもの

のなのか、そうではないものかということを確認する作業なのかなというふうには
思いました。

司会者

検察官からはいかがですか。

武内検察官

先ほどのところで被告人質問のことも含めて聞いたようなものになりますので、
結構です。

司会者

齊藤弁護士，いかがですか。

齊藤弁護士

被告人質問の場面においては，弁護人としてはなるべく被告人にしゃべってもら
って，被告人の生の声を皆さんに聞いていただくというのを弁護人全体としての
目標としてやっております。その手法として，なるべく弁護人が語らない，なるべ
く短く質問をするというような目標を持ってみんなやっているつもりではありませ
んが，もし何かちょっと弁護人しゃべり過ぎていて，その言葉を被告人から聞きたか
ったのに，ちょっと弁護人しゃべり過ぎだよともし思うような体験等ありましたら
教えていただきたいなと思います。

司会者

いかがですか，今の点。

齊藤弁護士

弁護人がしゃべり過ぎて，それを被告人から聞きたかったというような点がもし
ありましたら教えていただきたいなと思います。

司会者

要するに質問が長くて，そうですよねと，誘導して，はい，はいと答えるような
質問の場面がなかったかと，むしろそういったのは端的に質問を短くして，被告人
の自分の言葉できちっと語ってもらいたかったとか，そういったような御経験され

たことはないですか。

7 番

ちょっと半年たつと詳細は。

司会者

4 番さん，どうぞ。

4 番

私の何となく印象だったんですけど，最初弁護士さんが非常に熱心に私たちのほうを向いて話しかけてくれるような感じだったんですけど，ちょっと余りにもそれが強烈だったもんですから，それに引きずられちゃいけないと思って，目を伏せてなるべく見ないようにしていて，ですから最初のほうの証人尋問等で証人のやりとりを目でしっかり追えなかったかなって，何となく自分でもうちょっとよく見ながら言っている言葉を聞いたほうがよかったかなって。弁護士さんはちょっと熱心過ぎたかなという。

司会者

今のお話は，質問の際に裁判員さんの反応をうかがうように法廷のほうを見るといような，そういう挙動だったということですか。

4 番

一生懸命見て説明したいというよな。

5 番

いいですか。

司会者

どうぞ，5 番さん。

5 番

同じ事案ですけど，どなたかがおっしゃっていましたが，劇場型という言葉がありましたけれど，弁護人の振る舞い，言葉がやや劇場型であったかなと思います。ただ，ほかの裁判との比較はできないので，何とも言えませんが，テレビで見る場

面、テレビドラマで見る場面と割合似ているので、ああ、こんなものなのかなというような感じはいたしましたけど、ややそんな感じがいたしました。以上です。

司会者

1 番さん， 2 番さん， どうでしたか。

1 番

劇場型ではなかったです。普通に事務的な感じだったかなと思います。

2 番

私のほうもそうでした。淡々と質問を進めていました。質問時間がここで全て、あとはこれで決めていかなければいけないのかなという、今思えばあの質問の少なさ、質問の多いとか少ないとかではないんですが、あの質問の量で本当によかったのかどうか、今ちょっと不安になりました。

蛭田裁判官

先ほど 4 番さん， 5 番さんの話を聞くと， その事件では弁護人は劇場型だったようですが， 検察官のほうはそのときはどんな感じだったんですか。

4 番

検察官のほうは， どちらかという淡々としていたかなと思います。特に争っているところがなくて， 情状をという部分だったかと思いますので， やはり弁護人さんのほうがそこら辺の背景的な部分も含めて熱心だったかなと。検察官は， 淡々と事実の部分でそこをこちら側に訴えるというか， 伝えるというぐらいだったんで， 特に印象はないです。

5 番

先ほども劇場型という言葉を使いましたけど， 弁護士と検察官の比率見ると， 7 対 3 ぐらいで弁護士が勝ったなという感じがいたしました。それがさっきの劇場型という言葉にもなったんですけれど。

蛭田裁判官

別の質問なんですけど， 1 番さん， 証人尋問の話のときに被告人が余り答えられ

ないタイプだったという話をされていたかと思うんですけど、被告人質問を聞いていたときに特に質問とか、答えの状況を見ていて、それが問題になっているという感じではなかったですか。

1 番

問題ではないです。その人柄だと思います。余り言葉が饒舌ではないといえますか、しゃべれないような人だったので、弁護人さんのフォローがかなり必要なんじゃないかなと思って、そのあたり別に何とも思わなかったです。

蛭田裁判官

2 番さんは先ほど防犯カメラの映像を何回も見ましたという話をされていたかと思うんですけど、それって被告人質問より前なんですか、それとも被告人質問が終わった後に見られたんですか。

2 番

終わった後だと思います。

蛭田裁判官

わかりました。ありがとうございます。

司会者

証拠調べが終わると、最後に証拠を踏まえて検察官は論告、弁護人は最終弁論ということで意見を述べる場面があったと思うんですけども、まず検察官の論告について何か御感想ありますか。わかりやすかったとか、詳し過ぎたとか、ちょっとわかりにくかったとか。いかがでしょうか。6 番さんの事件というのは保護処分というのが問題となっていたわけで、それについてどう見るのかということで、最終に証拠調べを踏まえて検察官からいろいろ主張なんかもあったと思うんですが、聞いていてわかりやすかったですか。

6 番

わかりやすかったです。難しい言葉を使っているということは一切なくて、本当に被告人のほうの弁護士さんが2人だったかな、記憶では。それから、亡くなっち

やった遺族の被害者のほうの弁護士さんも出てくれたんです。被告人のほうの弁護士さんが2人、それからこれを見ると被害者のほうの代表して弁護士さんが出てきて、非常に私のときはわかりやすかったです。

司会者

3番さん、4番さん、5番さんは同じなんですけど、従属的であったと、その程度が、結構量刑に影響するような事案だったのではないかと思うんですが、そのあたりのところの検察官あるいは弁護人の弁論ですかね、説明を聞いていていかがでしたか。どうでしょう、3番さん。

3番

主犯格の裁判が次ということで、弁護人の内容というかは大体わかったというか、後のほうが聞きたいなという、主犯格の肩を持っているかという、どういう結果になるのかというんで。

司会者

論告では、求刑ということで、何年を求刑しますという話があったと思うんですが、どうしてそういった数字になってくるのかといったところの説明というものはありましたか。どうぞ、6番さん。

6番

私のときはありました。裁判官とこっちでミーティングというか、そのときにありました。本件は最高刑がこういうふうに刑法では決まっているんだというような説明から、ただし少年だから、不定期刑という、なぜ不定期刑にするんだという説明もちゃんとありました。非常に私たちが参加した裁判員の人たちはみんな理解したと思います。裁判官のほうからちゃんと説明がありました。刑法ではこういうふうに決まっているんだというふうにちゃんと。

司会者

検察官はなぜこの年数を求刑するのかということ論告で根拠を示して、例えば、量刑の傾向がこういった事案ではこんなようになっています。この事件ではその中

で重いほうに当たります。だから、この求刑は何年ですというような、そういった求刑の年数が導き出される根拠の説明はありましたですか。

3番

こういう求刑とかに対して、今までの過去のちょっとした例というか、このくらいだとこういう執行猶予がついてという感じではありました。

司会者

7番さんは、求刑が何でこういうふうになるのかというような説明は論告でありましたか。覚えておられますか。

7番

なかったと思いますけども、検察側からは。

司会者

論告、弁論を聞いて、それまでの証拠調べ、皆さんが理解したところに従って、要するに証拠の見方とか量刑についての考え方が論告、弁論で示されるわけですよ。そういった意見を踏まえて、それを聞いた段階で大体自分は、例えば争いのあるポイントでは、これはこうなんだろうとか、あるいは量刑については大体このぐらいじゃないかというようなことを検察官、弁護人の話を聞いて大体考えがその段階である程度まとまっていたか。そのあたりいかがでしょう。1番さん。

1番

そのころには、何となくこんな感じかなというのは想像の中にありました。

司会者

事実の争いがあるって、故意が問題となっていたわけですけども、そのあたりのところも論告、弁論を聞いて、大体自分としてはこうなんだということは固まっていたということでしょうか。

1番

はい。

司会者

量刑のほうは、その段階ではグラフは示されていなかったんですよね。

1 番

はい、そうです。休廷中だったかちょっと記憶がないです。すみません。

司会者

2 番さんはいかがですか。

2 番

法廷の中での説明はなかったと思います。それで、評議の時間ですかね、そのときに今まで出た判例に基づいて、この件の場合にはこうですよというのを皆さん説明を受けて考える基準ができてきたということでした。

司会者

事実認定についても意図的に突き刺したかどうかということが一つの争点だったわけですけど、それについては論告、弁論を聞いた段階で自分としてはこうなんだという考えというのは大体固まっていたんですか。

2 番

2 人を傷つけていますので、重いというほうしか。具体的な何年というのは。

司会者

今お聞きしているのは、意図的に突き刺したかどうかというところの事実がどうだったかと、これについてのお考えというのは大体まとまっておられたんですか。

2 番

それは大体まとまっていました。

司会者

3 番さん、4 番さん、5 番さん、特に従属的というところでレベルの問題もあったと思うんですが、そのお話を聞いて、大体その段階ではどうだったでしょう。自分なりの考えというのはまとまっていたんですか。どうぞ、3 番さんから。

3 番

評議のときにいろいろ考えてまとめなくちゃいけないと思い、まとめました。

司会者

5 番さんいかがですか。

5 番

公判の中で被告人が従属的であって半強制的にさせられていたのかなというような感じは持ちました。ただ、2人で暴行しているわけですから、どちらが致命的なものを与えたのかということはほかの裁判員の方も疑問を持ったようです。それで、私は評議でこれはこんな量刑なんだなということは、確信というか、自分の考えを持つようになりました。

司会者

6 番さんは、論告、弁論をお聞きになられて、特に保護処分とか、そういったところの相当性とか、そういったことについては自分なりに考え方の整理といたしますかね、それはついておられましたですか。

6 番

私自身もこのぐらいが妥当ではないかなというんで腹はちゃんと決めていました。

司会者

7 番さんは、論告、弁論の時点で大体自分の考え方というのはまとまっておられましたか。

7 番

量刑ですか。

司会者

はい。

7 番

量刑はわからなかったです。その後だかの評議の中での判例の絞り込みというか、それによって大体の感じがつかめてきたと思います。

司会者

1 番さん、2 番さんは争いのある事件だったんですけど、いろいろ出てきた証人

とか被告人質問なども聞いて、信用性といいますかね、誰の言っていることが信用できるのかとか、そういったところで論告，弁論聞いて頭が整理できたというようなことはございますか。

1 番

双方で言っていることが結構違ったので、こっちの言っているときはこっち寄りの意見になって、こっちになったりして、結構迷いました。みんな悩んでいました。

司会者

そうすると、当事者の最後の論告，弁論を聞いても、まだなかなか自分の考えというのはその段階ではまとまらなかったということですか。

1 番

そんなこともないんですけど、でも迷ったのは正直です。

司会者

2 番さん、いかがですか。

2 番

つじつまが合うと言ったら変ですけども、違和感はなかったんです。やったことに対して、証人の方もそれを聞けば納得できるなというふうな感じでしたので、違和感があるという感じはなかったです。

司会者

論告，弁論について、検察官，弁護士さんはいかがですか。

武内検察官

特段ございません。

齊藤弁護士

弁護人が弁論において具体的に何年が相当だと言った事件ありますか、皆さんの中で。特にないですか。執行猶予つきの判決を求めるというのは、多分3番さんたちの事件で恐らく弁護人は言っていたと思うんですが、どうでしたか。

司会者

覚えておられないですか。

3番

覚えていないです。

司会者

それじゃ、評議のほうに入りたいと思いますけど、率直にお答えいただければと思うんですけども、評議において話しやすい雰囲気だったですか、それともちょっと話しにくかったなというようなところがあったかどうか、いかがですか。6番さん、どうぞ。

6番

全体を通じて、最初にここに来て、それで裁判員としてやってもらいますよというんで、今度別室に行って、そこで初めて担当する裁判員が集まり、それで裁判官も部屋に入られて、簡単に自己紹介して、非常に私は雰囲気はよかったです。それから、審理とか何かで法廷に立っても必ずトイレ休憩をとりますからというんで、大体45分ぐらいだったかな、目安にとりますからって、それでとりあえず先に裁判員を誘導して、最後に裁判官が出てきて、それでドアが閉まって、そしてコーヒーとかお茶飲みながら、非常にそれも雰囲気がよくて、それからお昼も皆さんと一緒に食べますというんで、お弁当、あと持ってきた人は持ってきた人で、別に御飯を食べながら、だからといって事件のことどうこうということは一切なかったです。本当に世間話で、裁判官も実はこういう仕事しているけど、普通の皆さんと同じ市民ですからということで、本当にすごく私はよかったというふうに、普通なら裁判所に呼ばただけで何となく何も言わなくても上がってしまうような雰囲気です。それから、当日だったかな、法廷にこういうふうに座って、被告人がそこに座ってとかなんとか、そういう説明もらって、ちょっと皆さんも一応経験してみてくださいなんていうんで、被告人の席に座ってみたり、立ってみたりして、法壇上で目線が高いところからだったんですけど、それも私なんかの雰囲気は非常によかったです。それから、集合時間にしても、それから明日もよろしくで解散になった

ときも、必ず今日おくれちゃったよなんていう人は誰も、ちゃんと皆さん今日もしようがないという感じで出てきておりました。

司会者

7番さん、いかがでしたか、評議の雰囲気は。

7番

非常に驚きましたけど、非常にスムーズで、全く自由なディスカッションという感じだったと思います。逆に裁判官さんにお伺いしたいのは、こういう裁判員、我々素人、専門知識なく、と一緒にやるのが負担にならないのかしらと、私の個人的な質問になりますが。

司会者

負担ということはないです。我々事件に臨むに当たって、学生時代に刑法の教科書なんか読むと難しい概念でいろいろ書いてあったものを結局かみ砕くとどういうことになるのかと、腑に落ちるように説明するにはどうしたらいいのかとか、そういったことを考えるようになったんです。だから、ある意味自分の頭の中が整理されていくような、そうしたことで負担というよりは勉強になるし、それから皆さんのいろいろ人生経験積まれた中で人に対する見方とか、そういったことをお話を伺うと参考になります。事実認定でも、具体的には申せませんが、我々がこういうふうに見るんじゃないかと思っていたときに別の視点を提示されて、ああ、なるほどと思ったことも多々あります。そういう意味では、裁判官にとっても非常に勉強になる場だと思っております。

5番

評議とか昼休みの場面ですけれど、裁判官の方も一緒でした。けれども、先ほども話しましたが、友達が他の地裁で裁判やったこと話しましたが、その地裁では裁判官は昼食の時間になると、はい、さようならって出ていってしまう。だから、そのようなことからさいたま地裁はフレンドリーなんだなど。

司会者

裁判官によっていろいろ対応は違うのではないかと思います。お昼、なかなか重たい事件やっていたりすると、息抜きしたいという方も中にはいらっしゃるのですが、そういったときにずっと昼食会やるんじゃないかと、最初だけ一緒に食べて引き揚げ、あとは自由にしてくださいという、そういうこともあるのではないかなと思います。4番さん、3番さんも同じ合議体だったと思いますが。

4番

うちのほうは、常に今おっしゃったように、お昼なんかは別なのかなと思ったら、一緒にというところだったんで、休憩のときも必ず皆さん、3人というわけでもなかったとは思いますが、いらっしゃいまして、ちょっと何かやっぱり聞きたいなみたいなのところについてお話をしてもらいましたし、こういうところは今度こういうようなのありますから、聞いても大丈夫ですよみたいな形で、いろんなそういう話もしていただいたし、あと裁判官の方の法服ですか、そういうような説明も聞かせていただいたりとかというふうな形で、非常に質問等もしやすいような、評議のときも常に意見を皆さんから聞くような形で聞き出していたいていましたんで、そんなに緊張せず自分の意見を言えたかなというふうに思っています。

司会者

3番さん、いかがですか。

3番

皆さんと同じように、評議のときもみんな1人ずつどうですかという感じで1番から番号なんですけども、言っていて、自分の意見を皆さんも、意外と皆さん一人一人意見話されていました。先ほども言った黒い服を着させていただいて写真も撮らせていただきました。楽しく和気あいあいとというか、ああ、こんな感じなんだというのが、最後はすごく印象私はよかったと思います。

司会者

2番さん、いかがですか。

2番

話しやすさというところでは、徐々にやっぱり話しやすい、目を重ねるごとにと
いう感じだったと思います。裁判官の方たちは、私たちが言う言葉の一つ一つを親
切というか、丁寧に取り上げてくれたなというふうに思います。裁判中でもわから
ないことは、例えば強盗目的だったので、その割には被告人はホンダの何年型の車
を乗っていて、これは高いから、これを売ればどうにかなるはずだという、そうい
う意見があったことに対して、そうなんですかって、本当に知らなかった情報はと
いうふうにもっと話しやすいような聞き方ですとか、話の早さ、声のトーンとか、
いろいろ気を配ってくださっていたのかなというふうには思います。一人一人が話
しやすかったと思います。

司会者

1 番さん、いかがですか。

1 番

3 人の裁判官の方たちの計らい、気遣い、心配りで物すごくいい雰囲気、一人
一人が何でも気軽に発言しやすいなと思いました。年齢もさまざま、若い方から
御年配の方いろいろおりまして、話が長くなるとうまく集約して、うまくわかりや
すくみんなに後からこう言いたかったんだよねというのをうまくまとめてくださ
ったりして、すごくわかりやすかったです。本当に3 人の裁判官の方たちに感謝して
おります。よかったです。

司会者

評議でいろいろ裁判官が説明する場もあったんではないかと思うんですけど、裁
判官の説明がちょっと長過ぎやしないかと感じたようなことはございませんか。も
っといろいろフリートキングで話をしたほうがよかったとか、いろいろ教えてく
れるのはいいんだけど、それは審理の中である程度検察官、弁護人からも説明があ
るので、もうそこは繰り返して説明してもらわなくてもいいのにとか、そんなよう
なことを思われたことはないですか。特にないですか。

7 番

1点。

司会者

7番さん，どうぞ。

7番

説明してほしかったなというのは，起訴状が請求書ですと，それを上回ることは
ありませんということの説明はあったんですけども，強盗致死と殺人未遂の境目，
殺意があったかなかったかということだと思っんですけども，検察さんの起訴状，
その辺の説明はないですね。する必要がないんでしょうけど，それがちょっと疑
問に思っていました。

司会者

要するに実際の事件の実態を見ると，起訴状に書かれているような事実での起訴
が相当なのか，それよりもさらにそれを上回るような犯罪が成立するんじゃないか
と，そういったような疑問をお持ちになられたということでしょうか。

7番

そうです。

司会者

そこについて評議の中では特に疑問は示されなかったのですか。

7番

あえて質問もしませんでしたので。

司会者

量刑の傾向ということで量刑グラフを評議の中で最終的には見ることになったと
思っんですけども，その前提として犯罪行為に見合った責任を負うんだと，ちょ
っと難しい言葉でいうと行為責任ということなんですが，そういった説明というの
はどの段階であったんでしょうか。審理の段階で既に評議室で裁判官から説明があ
ったのか，それとも論告，弁論を聞いて初めてそこで行為責任という考え方がだん
だんわかってきたのか，それとも評議の中でそういう説明が裁判官からされたのか

とか、そのあたりいかがでしょうか。要するに量刑の基本的な考え方ですね。そういうのがわかったと、なるほどというふうにわかった段階なんですけれど。7番さんは、量刑グラフを示されたのは評議においてでしたか。

7番

そうです。

司会者

量刑の基本的な考え方といいますかね、罪に見合った重さだというようなことの説明というのは、それ以前にはあったんでしょうか。御記憶ありますか。

7番

いや、以前には記憶はないです。

司会者

3番さん、4番さん、5番さんはいかがですか、そのあたり。

5番

公判が終わって、評議の段階で裁判長さんからこれは、余りはっきりは確かではないんですけれど、執行猶予がつくかどうかの一つのところかなという発言があったようなことは少しは。

司会者

量刑グラフというものがあるということとか、今言ったような量刑の基本的な考え方について、1番さん、2番さん、どの段階で説明があったのかというのは御記憶ありますか。

1番

いつのタイミングかは忘れてしまったんですけれども、そういった時間はあったのは記憶にあります。再犯なので、今回はこれぐらいだったよとか、平均値みたいなものを聞いた記憶があります。公判のころだったかなと思います。

2番

私も評議のときだったと思います。

司会者

そういったことでもうちよつと審理の早い段階で説明してもらいたかったとか、そのような感想を持たれたことはないですか。

6番

そんな余裕はなかった。

司会者

ありがとうございました。皆さんからわかりやすかったという評価をいただいているんですけども、もっと評議のあり方としてこうしたほうがいいんじゃないかとか、そういったような御提言があったらお伺いしたいなと思うんですけども、それなりに評議自体は十分意見を言えたということでお聞きしましたが、少し時間かけ過ぎじゃないかとか、もうちょっと最初から論点に入って意見交換したほうがよかったんじゃないかとか、やり方について今となってこうしたほうがいいんじゃないかという御意見の方いらっしゃいませんか。どうぞ、4番さん。

4番

こういったことを最初に説明を聞いちゃっていいのかどうかというのも疑問だったんですけど、うちのほうの事件からすると、争点的なものは余りなかったかなという部分があるんですけど、そうなるこの裁判のポイント的な部分が最初にどういところをポイントとして検察、弁護士、両方から示されるのか、それに対して証人とか被告人とかに、ポイントがわかれば証人とか被告人の証言に対してもうちょっと突っ込んだ質問というか、何となくもやもやとしていた質問ができたかなというふうに感じています。最初にちょっと質問がしたかったなという悔いが残ったというのがありますので。

司会者

要するに実質的な量刑上のポイントというのが最終的には執行猶予かどうかということだったんでしょうけど、前提として従属性がどの程度あったのかということですよ。それに関連して聞く証人の位置づけとか、そういったことについてもう

少し説明があったほうがよかったという、そういうことですか。

4番

そうです。ちょっとそういう裁判官の方が聞くポイント的なものというのは、どういふところをポイントで聞いているのかというのを教えていただければ、同じようにもうちょっと頭の中が整理できたかなというふうに思います。

司会者

1番さん、2番さんも争点があり、そのあたりのところは、先程から繰り返し聞いているところなんですけど、証人の位置づけはどうなのとか、そういったことを後になって振り返ってみて、この証人のポイントはどこなのとか、そういったことの説明があったほうがよかったとか、実際その事件では説明があったとか、そのあたりのところは何か御記憶があれば、あるいは思われることがあればいかがですか。

1番

特にないです。

2番

この瞬間にも今やっとまた思い出してきたようなこと、すみません、あって、初日のときに裁判所の方から最終的には量刑を決めていただきますと言われた記憶があります。ただ、目の前のことをこなすのに精いっぱい余裕はなかったです。証人ということに関しては、証人台に立った方に対してはなかったんですが、例えば今思い出したんですけど、病気が一つ出されていました。ただ、裁判員の多くの方は病気がこの犯罪にどう関係するのかということを知っていたんですが、これはたしか事件の後にといいことを言われたような記憶があります。結局それは今は考えるポイントではないというふうな言葉をいただいたような気がするんですが、病気との関連ということももっとあればよかったのかなというふうに思いました。

司会者

量刑の基本的な考え方の中で今お話しされた病気というのがどういう位置づけな

のかとか、そういったことの説明ですか。

2番

はい、そうです。

7番

量刑で1点だけお願いは、我々が頼りとする判例のパソコンのモニターが見にくかったんです。あれが頼りですから、もうちょっと見やすくしていただければと。字が小さかったのか、薄かったのかという物理的な問題がありました。そうじゃなかった。

2番

小さかったかもしれません。

司会者

そうしますと、今のある設備ではあそこのモニターに映し出されることになるわけですが、場合によっては個々の事案を見ていく必要があるような場面では、プリントアウトして手元に置いてごらんになったほうがわかりやすいですか。

7番

と思います。

司会者

検察官、弁護士さんはどうですか。量刑に関して何か。

武内検察官

特にございませぬ。

蛭田裁判官

そろそろ時間かなと思うんで、裁判官あるいは裁判所の職員あるいは弁護人、検察官に対してこうしたほうがいいんじゃないかという改善点、アドバイスや、あとはこれから裁判員務められる方に対して伝えたい思いみたいなのがもしあれば最後に教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。7番さん、いかがですか。

7番

私の特別なお願いですから、トイレが同じフロアになかったんです。車椅子で行くのにぐるっと迂回して行かなくちゃいけなかったというのが、構造的な問題ですから、難しいかもしれませんが、お願いできればと。

司会者

6番さん。

6番

いろいろ被告人とか何か核心的なことをしゃべったようなときに繰り返し、繰り返し評議やるときに、モニターに文字じゃなくて字幕スーパーみたいに、あれも非常によかったというふうに、何時何分にああいうことを確かに言っていたよねとかみんなを確認するためにすぐリアルタイムで出してもらって、やっぱり言っているんだとか、このところはよく覚えていないとかって、やっぱりそうだとかという、評議するときにモニターに供述状況を出して、その言葉がちゃんと述べられていたかどうかを確認したいというとき、一生懸命裁判官がやってくれました。ぱっと出してくれて、私が質問したちょっと前のことだとかというんで、やっぱり言っていますよ、ということがわかり、それも非常によかったです。

司会者

いかがですか。後に続く裁判員の方に対するアドバイスとか改善点とか。

5番

順番で。

司会者

どうぞ。

5番

アドバイスということですけど、私自身もそうだったですけど、引き受けるときに多少の不安はありました。けれども、やってみて、ああ、やってよかったなというような感じを正直持ちました。ただ、私の場合は年金生活で職場離れてかなりたちますから、スケジュールの調整等は全く問題なかったんですが、働いている人

にはかなりきついんではないかなと思います。特に私は教育現場にいたものですから、学校をこれだけの期間あけるということは、年休もなかなか全部消化できないような段階ですので、特別休暇というんですか、国の制度ですから、そのようなものでもあれば公に大っぴらに行けるようになればいいのかなということは思いました。

司会者

4番さん、いかがですか。

4番

今出ましたモニターでの再生の件ですけど、あれが非常に振り返りで助かったんですけど、あれが最初からあるというのを知っていたら、メモとるときにもうちょっと要点だけとっておいて、細かいところは後で振り返ればよかったかなと。結構自分で一生懸命最初のころメモとっていて、とり損なったというか、一生懸命とろうとしていてポイントのところをもうちょっとちゃんと把握しておけばよかったかなって思いながら、ただ振り返りでその辺は補完はしてもらっていたんですけど、次の方にはそういったものもあるんでというようなことを伝えていただいたほうが結構安心して話に集中して聞けるかなと。やっぱりみんな一生懸命とらなくちゃいけないかなと思っちゃうと思いますんで。

司会者

ありがとうございました。3番さん、いかがですか。

3番

モニターの件も今そういえばあったなというような記憶がありまして、あとはお休みの件、1週間というか、予定では最初そうだったんですけども、とりづらい会社もあるんじゃないかなと思います。でも、私にとってはよかったと思います。

司会者

2番さん、いかがですか。

2番

裁判員になった方には、ミーティングのときには疑問に思ったことは全て言葉に出してみてほしいという、そこからまた新たな見方というのができると思いますので、こんなこと言っているのかしらって思わずに、勇気を出して聞いて、質問していただければいいなと思います。

司会者

ありがとうございました。1番さん。

1番

私は、平日月曜日から金曜日まで正社員で働いているのですが、特別休という休暇を会社のほうからいただいて今回参加をさせていただきました。ふだんの有給休暇もそうなんですけれども、やっぱり上の者がとらないと下がとりづらいというのがありますから、私は今回1週間と少しですけれども、会社から何と言われるかちょっと心配だったんですけれども、ありのままを伝えて休み下さいと言って特別休になったんですけれども、会社に広めるのにいいかなと今回思いました。なので、ほかの人たちが休みやすくなったかなと思います。

司会者

どうもありがとうございました。時間が参りましたので、このあたりで閉会したいと思います。今日は答えにくい質問も結構あったと思うんですけれども、率直な御意見をいただきまして、ありがとうございました。今後の裁判員裁判の運営の改善のために役立てたいと思います。本日はどうもありがとうございました。